

## 公 告

春日井市役所庁舎内壁面に広告板を設置し、広告掲出事業を実施する広告取扱業者の募集について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 5 年 1 月 16 日

春日井市長 石黒 直樹

### 1 入札物件

#### (1) 件名

春日井市庁舎広告募集取扱業務委託

#### (2) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

#### (3) 広告掲出場所及び規格

春日井市庁舎 1 階壁面、柱面及び 2 階渡り廊下腰壁

フレームを含め（H1, 110mm×W800 mm）程度の大きさ - 8 箇所

フレームを含め（H900 mm×W2, 720mm）程度の大きさ - 2 箇所

### 2 広告掲出の方法・仕様等

広告取扱業者は、広告掲出場所に広告板を設置するものとし、その仕様及び設置方法は次のとおりとする。

- (1) フレーム素材はアルミ材とし、広告画面は透明アクリル板で保護すること
- (2) フレーム表面は、角 R 加工を施すこと
- (3) 公告板の設置は、強力な両面粘着シートにより壁面に貼り付けるものとし、壁面との隙間はシリコンにて充填すること
- (4) その他、広告板の設置について市の指示に従うこと

### 3 広告取扱業者の業務

- (1) 広告主の募集、広告板の作成、設置、維持管理及び撤去を広告取扱業者の負担で行

うこと。

- (2) 広告の掲出及び撤去を行うこと。
- (3) 広告の掲出は、春日井市広告掲載要綱、春日井市庁舎広告掲出要領の基準に適合するものとし、春日井市庁舎広告掲出申込書（第3号様式）に広告原案を添えて、とりまとめの上、市に提出し、承認を得ること。
- (4) 故障、広告内容への問い合わせ及び苦情に備え、広告板に連絡先を明記するとともに、広告取扱業者の責任において対応すること。

#### 4 入札参加資格

- (1) 個人の場合は、春日井市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (2) 入札公告の日から落札決定までの間において、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び市税の未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。
  - イ 過去2年以内に地方自治法第167条の4第2項各号の規定に該当した者。

#### 5 入札説明書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時  
令和5年1月16日（月）から1月30日（月）までの午前8時30分から午後5時までの間（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 場所  
春日井市鳥居松町5丁目44番地  
春日井市総務部総務課（春日井市役所4階）

## 6 入札参加申込みの受付

### (1) 申込方法

#### ア 郵送で申し込む場合

##### (ア) 申込受付期間

令和5年1月16日(月)から1月30日(月)午後5時まで

##### (イ) 送付先

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課

##### (ウ) 注意事項

郵送による申込の場合は、必要書類を封筒に入れ、封筒表側には「入札参加申込書等在中」と朱書きするとともに、申込者名を記載し書留又は簡易書留郵便により送付すること。

#### イ 持参する場合

##### (ア) 申込受付期間

令和5年1月16日(月)から1月30日(月)までの午前8時30分から午後5時までの間(日曜日及び土曜日を除く)。

##### (イ) 提出先

春日井市総務部総務課(春日井市役所4階)

### (2) 提出書類

#### ア 事前審査型一般競争入札参加申込書(第1号様式)

#### イ 国税及び市税の未納がないことの証明書

##### (ア) 国税について(税務署が発行する納税証明書)

###### a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

(その3の3 未納のないことの証明)

###### b 個人・・・「所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

(その3の2 未納のないことの証明)

##### (イ) 市税について(春日井市の収納課が発行する納税証明書)

###### a 法人・・・未納の税額がないこと用

b 個人・・・未納の税額がないこと用

(3) その他

- ア 電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。
- イ 提出された書類は原則として返却をしない。

7 入札による広告取扱業者の決定

(1) 入札日時

令和5年2月10日（金） 午前10時から

(2) 入札場所

春日井市役所 10階 1003会議室

(3) 入札最低価格

年額900,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

(4) 取扱業者の決定

入札最低価格以上の額で最も入札価格の高い者を取扱業者として決定する。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定する。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。

(5) その他

入札にあたっては春日井市庁舎広告掲出要領第6条の事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書(第2号様式)を持参すること。

8 保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を、入札までの間に納付しなければならないものとする。

ただし、本公告に係る入札の入札参加資格決定通知を受けた者は、春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)第11条第2号の規定により入札保証金の納付は免除する。

(2) 契約保証金

契約と同時に契約保証金として契約金額の10分の1以上を納付しなければならないものとする。

ただし、本公告に係る入札の入札参加資格決定通知を受けた者は、春日井市契約規則34条第1項第3号の規定により入札保証金の納付は免除する。

## 9 入札に係る注意事項

- (1) 入札は、所定の入札書を使用すること。
- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆及びシャープペンシルは使用しないこと。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。なお金額の訂正はできない。
- (5) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないこと。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 前各号に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札。
  - イ 入札参加者の資格を有しない者のした入札。
  - ウ 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札。
  - エ 入札に際して談合等による不正行為があった入札。
  - オ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札。
  - カ 入札書の入札金額及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認し難いもの、その他主要な事項が確認できないもの。
  - キ 入札書の金額が入札最低価格に達しないもの。
  - ク 虚偽の事実を記載した者のした入札。
  - ケ 担当職員の指示に従わなかった者の入札。
  - コ 記名、押印のない入札書による入札。
- (8) 入札者が1人又は1社の場合も入札を実施する。
- (9) 入札申込者数の事前公表は行わない。

(10) 広告料のほか行政財産目的外使用料が発生する。(概ね年額 165,000 円)

## 10 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがある。

## 11 契約書の作成の要否

要

## 12 暴力団の排除について

### (1) 契約の締結

入札公告の日から契約締結の日までの期間において、「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 3 月 19 日締結)(以下「合意書」という。)に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

### (2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

### (3) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行にあたり妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに春日井市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 13 広告料及び行政財産目的外使用料の納入方法

市が発行する納入通知書で指定された日までに納入すること。

## 14 問い合わせ先

〒486-8686

住所 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

春日井市総務部総務課 庶務担当

電話 (0568) 85-6073